

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>（２－２）（略）</p> <p>（３）（略）</p> <p><u>（４）国際統一基準行については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの自己資本比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下「レバレッジ比率」という。）を四半期ごとに計算しているか。</u></p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>（２－２）（略）</p> <p>（３）（略）</p> <p>（削る）</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① 国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第</p>	<p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 連結レバレッジ比率に関する開示事項</u> <u>「前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前連結会計年度末における連結レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u></p> <p><u>(5) 四半期ごとの開示事項</u></p> <p>① 国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、<u>第6条第1項に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第9号、第11号、第12号若しくは第13号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号、第10号若しくは第11号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、<u>第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号及び第2項第9号から第13号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第13号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 「<u>前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因</u>」について、例えば、前四半期における連結レバレッジ比率から0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、<u>主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>ジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポージャーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u>